

介護保険負担限度額認定制度(特定入所者介護サービス費)の手続きについて

この制度は、対象施設での食費や居住費(滞在費)の負担を軽減する制度です。介護認定(要介護又は要支援)を受けている人が対象となり、本人世帯(別世帯の配偶者も含む)の市県民税が非課税で、本人及び配偶者の預貯金等資産が要件を満たした場合のみ軽減されます。介護保険負担限度額認定証の有効期間は、8月1日(又は申請月1日)から翌年7月31日までです。自動更新はされないため、毎年申請する必要があります。

1. 申請に必要なもの

窓口申請の場合

① 介護保険負担限度額認定申請書

② 預貯金通帳等(資産内容が確認できるもの・配偶者含む)の原本提示又は写しの提出

【例】預貯金通帳の写しの場合(名義・銀行等名称・金額が確認でき、申請内容を確認できるもの)

- 見開きの「名義」及び「銀行名・支店名」が記載されているページ
- 直近2ヶ月の金額状況が確認できるページ(最新の状態に記帳を行ったもの)
- 定期預金等がある場合は、金額が確認できるページ

※預貯金通帳等の原本を申請窓口で提示される場合は、市で写しを取らせていただきます。

③ 申請者の身分証明書等の提示 ((1)・(2)のいずれか)

(1) 本人が申請される場合

身分証明書

- 顔写真付きであれば1つ(マイナンバーカード、運転免許証等、官公署が発行したもの)
- 顔写真がなければ2つ(介護保険被保険者証、負担割合証、健康保険証、年金手帳等)

(2) 代理人(ご家族等)が申請される場合

代理人本人の身分証明書(上記(1)と同様)、及び被保険者の介護保険被保険者証(原本)又は委任状

郵送申請の場合

- ① 上記(「窓口申請の場合」の①)と同様
- ② 上記(「窓口申請の場合」の②)と同様(※コピーを同封してください。)
- ③ 上記(「窓口申請の場合」の③)と同様(※コピーを同封してください。)

窓口申請、郵送申請のいずれの場合も、③について、マイナンバー制度が開始(平成28年1月から)されたことに伴い、申請時には、必ず身分証明書等をご提示(郵送の場合はコピーを同封)いただき、本人確認をさせていただきます。あらかじめ、ご了承ください。

※ 記入漏れや添付漏れ等がありますと審査できないため受付できませんので、ご注意ください。

※ 認定のためには住民税申告が必要な場合があります。申請前にご対応ください。

< 郵送先 及び 問い合わせ先 >

〒715-8601 岡山県井原市井原町311番地1 井原市役所介護保険課 TEL(0866)62-9519

【補足】「預貯金等に関する申告」の対象となる資産と確認方法について

資産の内容	対象	確認方法
預貯金（普通・定期）	○	通帳の写し（自己申告）
有価証券（株式・国債・地方債・社債など）	○	証券会社や銀行の口座残高の写し（自己申告）
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	○	購入先の銀行等の口座残高の写し（自己申告）
投資信託	○	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し（自己申告）
タンス預金（現金）	○	（自己申告）
負債（借入金・住宅ローン等）	○	金銭消費貸借契約書など（自己申告）
生命保険	×	—
自動車	×	—
貴金属（宝石など、時価評価額の把握が困難なもの）	×	—
その他高価な価値のあるもの（絵画・骨董品等）	×	—

2. 提出先（介護保険担当窓口）

井原市役所 介護保険課 TEL (0866) 62-9519
 芳井支所 TEL (0866) 72-0110
 美星支所 TEL (0866) 87-3111

対象となるサービス

＜施設に入所している方の食費と居住費＞

- ①介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設 ※特別養護老人ホーム
- ②介護老人保健施設
- ③介護医療院

＜ショートステイを利用した際の食費と滞在費＞

- ④（介護予防）短期入所生活介護
- ⑤（介護予防）短期入所療養介護

補足給付（低所得者の食費・居住費の負担軽減）の仕組み（令和8年8月～）

○ 食費・居住費について、利用者負担第1～第3段階②の方を対象に、所得に応じた負担限度額を設定。
 ○ 標準的な費用の額（基準費用額）と負担限度額との差額を、介護保険から特定入所者介護（予防）サービス費として給付。

利用者負担段階	主な対象者		※平成28年8月以降は、非課税年金も含む。	
			預貯金額（夫婦の場合）（※）	
第1段階	・生活保護受給者		要件なし	
第2段階	・世帯（世帯を分類している配偶者を含む。以下同じ。）全員が市町村民税非課税である ・老齢福祉年金受給者		1,000万円（2,000万円）以下	
第3段階①	・世帯全員が市町村民税非課税	年金収入金額（※）＋合計所得金額が82.65万円以下	650万円（1,650万円）以下	
第3段階②		年金収入金額（※）＋合計所得金額が82.65万円超～120万円以下	550万円（1,550万円）以下	
第4段階	・世帯に課税者がいる者 ・市町村民税本人課税者		500万円（1,500万円）以下	

	基準費用額 （日額（月額））	負担限度額（日額（月額））※短期入所生活介護等（日額）【】はショートステイの場合				
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	
食費	1,545円（4.7万円）	300円（0.9万円） 【300円】	390円（1.2万円） 【600円（1.9万円）】	680円（2.1万円） 【1,030円（3.1万円）】	1,420円（4.3万円） 【1,360円（4.1万円）】	
居住費	多床室 特養等	915円（2.8万円）	0円（0万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）	530円（1.6万円）
	老健・医療院 （室料を徴収する場合）	697円（2.1万円）	0円（0万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）	530円（1.6万円）
	老健・医療院等 （室料を徴収しない場合）	437円（1.3万円）	0円（0万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）
	従来型個室 特養等	1,231円（3.7万円）	380円（1.2万円）	480円（1.5万円）	880円（2.7万円）	980円（3.0万円）
	老健・医療院等	1,728円（5.3万円）	550円（1.7万円）	550円（1.7万円）	1,370円（4.2万円）	1,470円（4.5万円）
	ユニット型個室的多床室	1,728円（5.3万円）	550円（1.7万円）	550円（1.7万円）	1,370円（4.2万円）	1,470円（4.5万円）
ユニット型個室	2,066円（6.3万円）	880円（2.6万円）	880円（2.6万円）	1,370円（4.2万円）	1,470円（4.5万円）	